

地方説話考

—その一 国司系説話群と郡司系説話群—

青 木 敦

一

表題の「地方説話」という名称が、はたして適切かどうかなお問題が
あろうが、今ここでは「一定の地域社会の中で生まれ、伝承され、また
それら地域社会の特殊性と密接な関係を持っている説話文学」というほ
どの意味で、それに「首都圏以外の土地の説話」のニュアンスをも加味
して用いてみた。具体的には、古代から中世にかけて平安京周辺以外の
諸地方で採録・伝承された、いわゆるローカルの郷土説話群をさす。

言うまでもなく、説話文学の世界における時間と空間の次元は、たと
えば「今は昔、いづれの国郡とは知らで……」とか、「昔々、ある所に
……」などという慣用の冒頭句に象徴されるように、本来、特定の時代
や場所にあまり拘束されず、超時間的・超地域的であることが特色だが、
しかし他面において、個々の説話は生まれつき、地方的な性格と体質
を具えているものも多く、それらは地域社会の在地民間から自然発生的
に生まれ、口誦の形で流布し伝承されてゆくものでもあった。だから、

中古以降の説話集などに見られる顕著な例として「○○の国○○の郡○
○の郷に住む人……」のように、ひとつひとつの説話伝承がもともと事
実に基づいているという信憑性を追認・強調するためか、その話が舞台
となっている詳細な地域を明記する場合が少なくない。それはとりもな
おさず、それらの説話が育かれた「説話の故郷と戸籍」を探るよすが
ともなるのであるが、今この小論では、それら地方説話の中で、国司層
および郡司層に関する説話群に焦点を絞り、その採録と伝播に果たした
地方官の役割を考えてみたい。

二

古代説話の地方性について考える場合の手がかりの一つに「語部」が
ある。まず、この職掌部の輪郭を概観してみよう。「語部（かたりべ）」
の名称はすでに『日本書紀』にも見え、天武天皇十二年の九月に「凡_レ卅
八氏賜_レ姓曰_レ連（卷第廿九）」とあるその三十八の氏族の中に「語造」の
姓がある。更に『続日本紀』には、

一

十一月乙卯朔（中略）辛酉、少初位上朝妻子手人竜麻呂賜_ニ海語連_ノ姓_一、除_ニ雜戸_ノ号_一。（卷第八 元正天皇 養老三年）

という記録が見え、また『新撰姓氏録』には、

天語連 泉犬養宿禰同祖。神魂命七世孫天日鷲命之後也。

（右京神別）

という姓が出てくる。これら語部たちの職掌として史上有名なものは、奈良・平安時代の踐祚大嘗祭に際して地方諸国から上京した語部が、伴宿禰・佐伯宿禰に率いられて参内、古詞を奏上したことである。そのありさまは『延喜式』『貞観儀式』『北山抄』等に詳しいが、今、『延喜式』を引くと、

凡物部。門部。語部者。左右衛門府九月上旬申_レ官。預令_ニ量_レ程_一參集。物部左右京各廿人。門部左右京各二人。大和国八人。山城三人。伊勢二人。紀伊一人。語部美濃八人。丹波二人。丹後二人。但馬七人。因幡三人。出雲四人。淡路二人。

伴。佐伯氏各二人開_ニ大嘗宮南門_一。衛門府開_ニ朝堂院南門_一。宮内官人引_ニ吉野国栖_一十二人。檐笛工十二人。並青摺布衫。入_レ自_ニ朝堂院東掖門_一。就_レ位奏_ニ古風_一。悠紀国司引_ニ歌人_一入_レ自_ニ同門_一。就_レ位奏_ニ国風_一。伴宿禰一人。佐伯宿禰一人。各引_ニ語部_一十五人。着青摺衫。入_レ自_ニ東西掖門_一。就_レ位奏_ニ古詞_一。（卷七 神祇七 踐祚大嘗祭）

とある。この記録を見ると、吉野の国栖・笛吹きが「古風」を奏し、悠紀の国の歌人が「国風」を奏し、そして語部たちが「古詞」を奏したと伝えられていて、これらはいずれも大嘗祭における宮廷芸能の描写であ

ろうと考えられている。そうすると、地方の語部たちが奏した「古詞」とは、彼らの部曲が古くから伝承していた固有の「語りもの」であったかもしれない。たとえば、彼らが奏した古詞の中には、『古事記』の中で「神語」と名づけられている「八千矛の神の歌」や、また雄略帝と皇后と采女が唱い合ったという「天語歌」の一群などが含まれている。これらの古代歌謡は、その末尾がいずれも「あまはせづかひ ことのかたりごとも こをば」という囃しことば的な終句で結ばれていて、「神語」つまり神の一人称発想の原型を残す託宣の詞章らしいと考えられているが、これら呪めのかつ祭儀的な「神語」を、地方の語部たちが芸能として演奏したという事実は、かなり暗示的である。

これらのことから浮き彫りにされるのは、この「語部」という職掌部が、本来地方的な性格の濃い部民であって、それも前記の美濃国など七ヶ国だけに限らず、全国の各地にあつて、その土地や部族などの伝える固有の伝承詞章を記憶・口誦していたらしいということである。つまり「語部」という名称が文献に記載されるようになった時代には、彼らはすでに、朝廷の大嘗祭などの饗宴の場において「芸能」としての「語りごと」や「古詞」を演奏するのがその主な職務になっていたのである。が、もっと古く、語部本来のあるべき姿としては、彼らはもともと宮廷饗宴とは直接関係なく、それぞれの土地に密着した地方的伝承と固有の秘儀にかかわる古詞章を、その国魂のこもった呪め的な言葉に託して、血統世襲の職能で代々語り継いでいたはずである。それが律令制の確立に伴なう政治・経済・文化の中央集権化とともに、地方の固有信仰や国魂

もまた、それを表現する呪詞や伝承ともども中央宮廷へ服属吸収されるに至った。それはまた、地方固有の独立性を持った信仰や文化の、中央への帰順であり、文学史的に見るなら、説話・伝承の中央体制への同化作用にほかならなかった。前述の文献記録に見られるような地方の語部集団が、中央王朝の帝王の即位大嘗祭に、その地方固有の呪言を「芸能」として「演奏」したらしい姿勢は、その意味で、まさに地方の信仰や伝承の衰退と形骸化にほかならないとも言えよう。

三

こうして、国々の語部たちの本来の職務は、その地域社会の固有の信仰と伝承を、採録し保存し継承することであったと考えられるが、そのような土着の語部たちが各地にいた証左として『正倉院文書』その他の古文書類に含まれる諸国の戸籍・正税帳・税負死亡人帳などの中に、「語部」を称する人々の記録が散見される。特に『天平十一年出雲国大税賑給歴名帳』には「語部君」「語君」「語部首」など多くの姓が見られるのであるが、これら「出雲の語部たち」の存在からすぐ連想されるのが、有名な「語臣・猪麻呂」の伝承である。『出雲国風土記』によれば、天武天皇の世に、出雲国意宇郡に「語臣・猪麻呂」という人がいた。ある日この猪麻呂の娘が毘売埼に遊んだ時、ワニザメに襲われて死んだ。父の猪麻呂は娘の遺骸を浜に葬り、深く憂い嘆き、昼も夜も苦しみ悲しんで、その墓のほとりを離れることがなかった。日が経つにつれ猪麻呂の悲嘆は激しい痛恨と憎悪に変わり、矢を磨き鉾をといで復讐の準備を整え、

天地の神々に祈念して、「天神千五百万、地祇千五百万、並当国静坐三百九十九社、及海若等、大神之和魂者静而、荒魂者皆悉依給猪麻呂之所乞、良有神靈坐者、吾所傷給 以此知神靈之所神者」と訴えた。暫くして百余匹のワニが一匹のワニをとり困んで、猪麻呂の立っている岸に静かに近寄ってきた。この時猪麻呂は鉾をふりかざしてこの真中の一匹のワニを刺し殺した。その腹を切り開いてみると殺された娘の片脚が出てきたので、そのワニを串ざしにして道ばたに立てさらした、という話である。この話は、その土地と密着していた「語り」の職掌部族の存在とその呪詞の様相を濃厚に伝えているが、それとともに、この話が、この語臣という部族によって、出雲の意宇郡地方に伝承されていた古き説話群に属していたらしいことを、かなり明確に看取できるであろう。

これに関連して注意すべきは、この『出雲国風土記』にあつては、地域ごとの説話伝承に係わる地名を指示するのに、必ず一郡の「こほりのみやけ郡家」を基点として位置づけていることである。たとえば、

飯梨郷 郡家東南卅二里。 大國魂命、天降坐時、当此処而、御膳食給。故云飯成。

舍人郷 郡家正東廿六里。志貴島宮御宇天皇御世、倉舍人君等之祖、日

置臣志毗、大舍人供奉之、即是志毗之所居、故云舍人。即有正倉。

大草郷 郡家南西二里一百廿步。須佐乎御子、青幡佐久佐日古命坐。

故云大草。

山代郷 郡家西北三里一百廿步。所造天下大神、大穴持命御子、山代

日子命坐、故云山代也。即有正倉。

(意宇郡)

という体裁であるが、つまり、これら説話伝承の採録記載は、あくまで「郡」という地域単位ごとにくくられ、それを更に細分して郡家を中心とした距離と方角づけで整理配列されていることがわかる。

このような記載法の特徴は、現存古風土記の中では、この『出雲国風土記』に特に顕著に見られ、常陸・豊後・肥前の各風土記では「郡の東……」のような表現を用いて、ある地点の方角づけがやや大まかになっている。ただし『播磨国風土記』だけは、この記載法は全く痕跡をとどめず、漠然とした位置を示すにすぎない。これらのことを考慮すると、ある地点を示す場合、郡家を基点として方角づけている『出雲国風土記』の記載法が、古い原型を残していると考えられ、古代における説話伝承の採録と郡家との関連が、非常に密接であった徴証を認めることができる。

四

わが国に国郡里制が施行された時期についてはまだ確証がないが、だいたい大化改新後まもなくであろうとする説が有力で、国司・郡司などの地方官制は、浄御原令を経て大宝令までにほぼ完成したらしいと考えられている。古代における地方行政区画は、全国を五八ヶ国三島に分けたが、平安初期の天長元年に至って六六ヶ国二島に改編された。それぞれの国は幾つかの郡に分かれたれ、各郡はさらに郷(里)に細分された。諸国の中枢的要衝には「国府」が定められ、方八町の条坊制の市街地が形成された。国府には地方政庁としての「国衙」が置かれ、「国司」

が配置された。国司の官人として、守・介・掾・目の四等官と史生が定められ、中央政府から派遣された。広義の「国司」とはこの四等官全体をさすが、しだいに「国守」だけをさす狭義に用いられるようになる。

「国司」は、中央集権的律令制下において、一国の行政・司法・警察をつかさどり、さらに国内に配備された「軍団」をも統帥した。つまり、国司層は、中央政府の地方に対する支配体制を徹底・浸透させるという重要な職務をになって諸国に派遣され、地方行政の全権を握っていたわけだが、同時に彼らは、当時の支配階級の股肱・代弁として、地方の富を収奪・搾取するという役割をも果たしていたのである。平安朝の貴族たちが、豪壮な邸宅を構え、多くの家人・女房たちをかかえて、奢侈逸楽の非生産的生活を送ることができたその裏には、それら貴族階級の最下層に属する国司階層(いわゆる受領層)の、任地住民に対する苛酷な徴税権の行使と収奪の功労があったからにほかならない。

からうじて行きすぎて、走井にて破子などものすとて、幕ひきまはしてとかくするほどに、いみじくののしるもの来。いかにせん、たれならん、供なる人、見知るべき者にもこそあれ、あないみじ、と思ふほどに、馬にのりたる者あまた、車二つ三つひきつぎてののしりて来。「若狭の守の車なりけり」といふ。たちもとまらで行きすぐれば、ここちのどめて思ふ。あはれ、ほどにしたがひては、思ふことなげにても行くかな。さるはあけくれひぎまつきありく者の、ものしくてゆくにこそはあめれ、と思ふにも胸さくるここちす。

道綱母の口惜しさはともかくとして、都にあっては権門勢家の前で平伏膝行する五位・六位の受領たちが、いったん任国へ下るや飛ぶ鳥を落とすほどの勢威をもって在住民に望み、その権勢富強と苛斂誅求ぶりは一般衆庶の畏怖と羨望的であった。// 国守の北の方の座は、庶民の女たちにとって最高の女性の地位として、現実に望み得ぬ見果てぬ夢であったとさえ伝えられる。

国司の任期は大宝令で六年、のち四年と定められていたが、このような短い任期中で中央から派遣されて、目まぐるしく交替をくり返す国司たちなどは、地方住民にとっては、しょせんヨソ者にすぎなかった。ヨソ者である国司たちが、僅か数年間の在任中にどれほどの施政ができたであろうか。在地の人民に福祉と豊潤をもたらし、真にその土地の為になるような、有効にして長期のビジョンに支えられた地方行政がはたして可能であろうか。実情は当然 // 否 // であった。中央集権的律令制下における地方官の役割とは、やはり「中央政府のための地方官」であって、決して「地方民のための地方官」ではあり得なかった。そこに彼ら国司層の体質と限界があった。国司たちは、任地の政治に精励することよりも、むしろ数年の任期の間に、いかにして能率的かつ効果的に収奪をはかり私腹を肥やすかに腐心した。それがひいては、中央に帰った時の彼らの功名と実績ともなったのである。もちろん、そんな国司ばかりではなかったであろう。地方民の立場を理解して誠実真摯に自己の職務を遂行しようとした国守たちもあつたに違いない。しかし、大多数の国司たちが、多かれ少なかれ自分たちの地位と職権を最大限に利用して、任地

の富と人民を食い物にしたらしいことは、史実に徴してまぎれもない。「時の受領は世に得あるもの。(落窪物語)」とか「受領は倒るる所に土をもつかめ。(今昔物語)」などの諺が、当時の国司たちの実態をいみじくも伝えていいる。それゆえにこそ、このような国司たちを迎えて、郡司層を頂点とする在住民が、これを歓迎・心服するはずもない。彼らは多くの場合、面従腹背、時によって公然と露わに、国司たちを批判し反抗したと伝えられる。

五

諸国の「郡」は古く「評」と表記されたらしいが、各郡の政庁は「郡家(こほりのみやけ)」と呼ばれ、「郡司(こほりのみやっこ)」が置かれた。郡司の官人たちは、大領・少領・主政・主帳の四等官からなり、いずれも在地の豪族が任命され終身官であった。のち「郡司」と言えばふつう大領だけを意味するようになったのは、国司の場合と同曲である。ただ郡司に関しては、『日本書紀』の、

其郡司、並取_{リテ}国造性識清廉_{ニシテ} 堪_{ケル}三時務_ニ者_ヲ 為_シ三三 大領少領、強幹聡敏_{ニシテ} 工_ニ三 書算_{ナル}一者、為_シ三 主政主帳_ト。 (卷第二十五 大化二年 正月)

という孝徳帝の「改新之詔」の一節などから、古代の「国造」の性格がそのまま律令制の「郡司」の職制に継承されたと考えられてきたが、これについてはなお幾つかの疑点があると言われる。

言うまでもなく「国造(くにのみやつこ)」は大化以前の地方官で、土地の豪族がこれに任ぜられ、臣・君・公・連・直などの姓(かばね)が与

えられていた。しかし、「国造」の職制がそのまま律令制下の「郡司」に移行したのではないにせよ、国造の特殊な性格が郡司のあり方に濃く影をひいていることもまた確かである。たとえば、国造が地方の土豪たちから選ばれしかも世襲制で、その土地の政治権力とともに祭祀権をも掌握していたという特質などは、そっくり郡司の職権に引き継がれたと考えられる。それはあるいは「郷土」というものに秘められている不可思議なまでの伝統と呪縛のゆえかも知れぬ。

律令制の中で郡司制が特別に扱われていたらしいと言われるのも、特殊な性格を持つこの保守性の濃い地方官の処遇に、中央政府がかなり苦心した証拠でもあろう。郡司たちは、政府から種々の特典を与えられていたし、また彼らの子弟のうち、聡明な者は中央の国学生として、強健な者は兵衛として採用され、さらに、「凡采女者、貢郡少領以上姉妹及子女形容端正者、(日本書紀 卷第二十五)」のように容姿すぐれた子女は采女(うねめ)として後宮に召されるなど、中央の律令体制にかなり密着した体質をも有していたのである。

しかし、律令制における地方行政のねらいは、それまで地方豪族の支配下にあった広範な土地と人民、つまり私地私民を、中央集権による公地公民制に切り替えることであつたわけで、それだから、中央政府とその先機関である国司たちと、在地豪族や富農層の代表ともいふべき郡司層とは、本質的に全く相反する利害関係にあつたのである。しかも皮肉なことには、中央から派遣されてきた国司たちは、これら在地郡司層を介してでなければ己れの施政をより円滑に行なうことができなかった

た。つまり、地方行政の最前線に立つて実際の民政業務をとり仕切るのは郡司であつた。彼らは国司の下僚として、いわゆる体制側の下部機構としての役割を果たしていたのであり、当時の地方行政の末端は、彼ら郡司たちが輩下の郷長(里長)たちを指揮して行なう現場の実務によって支えられていたと言ふことができる。つまり、彼らも国司たちと一緒になつて農民収奪に一役買つていたには違ひない。しかし、彼らは本質的に、父祖代々のその土地の歴史と伝統を、血肉の中に継承してきた土着民としての体質を有していた。彼らは往々にして保身的・日和見的であり、それゆえ、例の十世紀半ばの「天慶の乱」に際しても、平将門の勢威が関八州に猖獗を極めた時でさえ、坂東の郡司たちが向背を明らかにせず、最後まで傍観的であつた事実を『将門記』などから窺ふことができる。だから、国司たちの絶大な権勢も、実は陰の実力者ともいふべき麾下郡司層の動向によって左右されることさえあつたという。ふつう国司と郡司とは、よくよくの事がなければ、表面的には持ちつ持たれつという狎れ合いの関係を保っていたが、郡司たちは、上司である国司にうまく取り入つて己れたちの利益と保全を計ることはあつても、忠誠を尽くすという姿勢ではあり得なかつた。それは、土着・世襲で終身官である郡司たちと、中央政府から派遣されて四年任期で交替をくり返す国司たちとの、本質的かつ決定的な違いでもあつた。

六

平安中期以降に見られる中央権門勢家の地方莊園拡大の動きに対し

て、国司層が自分たちの既得権や縄張りを侵害されることに反撥し、紛争・愁訴した例は数多いが、土着郡司層は、国司たちのようにこれに抵抗したり憤激したりすることは少なかったらしい。なぜなら、多くの場合、これら在地の豪族や富農たちは、むしろ中央の諸院・王家・寺社・権門と直接結ぶことによって、土地の寄進や贈与という形で逆に荘園の拡大に協力し、それに伴う多くの利潤や恩沢を蒙っていたからである。

このように、国司と郡司との利害関係は、一致する場合よりむしろ矛盾する場合の方が多かったと思われる。往々にして彼ら郡司層は、在地の土豪・農民と連携して国司に対抗することがあった。つまり、国司に代表された中央政府の権力に対し、郡司たちは在地民と利害を共有できる利益代表でもあったのである。史実に見るに、「平安」という都の名とはうらはらに、この時代の地方の政情は常に不安定な様相を漂わせていたが、すでに九世紀以降、各地の郡司・百姓らの中央政府への愁訴の記録が散見し始める。たとえば天安元年（八五七年）、前讃岐守弘宗王と前日向守嗣岑王らが京への出入を禁じられているが、この事情を『文徳実録』は、

乙卯、前讃岐守正五位下弘宗王、前日向守従五位下嗣岑王、散禁禁右京職、先此讃岐国百姓等、訴弘宗王、仍遣詔使推問虚衷、伏弁已了、使等為囚、付国禁固、而弘宗王脱禁、逃亡入京、故今重禁、又嗣岑王先被告将殺詔使、而竊輒入京、故亦禁固、

（卷第八 天安元年正月）

と伝えている。つまり讃岐国の百姓たちが中央政府に国司の非を訴えてこれを罷免させたという事件の顛末であるが、これを初めとして、諸国で国司に抗しての紛擾が瀕発する。その中で特に著名なのは、永延二年（九八八年）、尾張国の郡司・百姓が、時の国守藤原元命の非政を訴え、その罷免を要求した解文を中央に上呈して、その解任を実現させた事件である。尾張国はすでにその十数年前の天延二年（九七四年）にも、百姓が愁訴状を上呈して国守を交替させるという実績を持っていたが、この永延二年の事件は、郡司が百姓と協力して国守の非政非法を三十一ヶ条にわたって具体的に糾弾したと伝えられる画期的なできごとであった（平安遺文 卷二）。

もちろん、律令制における「百姓」とは、公民つまり班田農民をさしたが、のち荘園農民をも呼ぶようになる。しかし、郡司層と結んで国守の非を摘発した「百姓」とは、一般農民というよりむしろ有力土豪や富農層が主であったと思われる、この点で、彼らの抵抗に限界があったことは言うまでもないが、とにかく、当時の「郡司」層の姿勢が、土着在地の農民の側にあったことを窺うに足るのである。

七

地方文芸の中で、広義の「説話」として大きくくくることのできる神話・伝説・昔話・民話・童話など、本来、それぞれの地方から自然發生的に生まれ、伝承され、散在していたものが、どうして今見られるような「説話集」の形でまとめられたのか、という問題は、文学史上なお多

くの謎を残しているが、説話の採録の方法としては、たとえば『宇治拾遺物語』の「序」に見られるように、宇治大納言源隆国が宇治平等院の一切経蔵の南の南泉房に避暑しながら、

ゆきさきの者、上中下をいはず呼びあつめ、昔物語をせさせて、我は内にそひふして、かたるにしたがひて、大きな双紙にかかれけり。天竺のこともあり、大唐のこともあり、日本のこともあり、それがうちに、たふときともあり、をかしきともあり、あはれなることもあり、きたなきともあり。少々はそら物語もあり、利口なることもあり、さまざまやうやうなり。世の人これを興し見る。

というような方法で説話を採集したのも事実であつたらう。しかしそれだけでは、遠国辺鄙の地方の説話が、かなり豊富にしかも広範囲にわたって都で集録されていることを説明するにはなお十分でない。

そこでまず考えられることは、地方説話を中央にもたらすのにひと役買っていたのが、いわゆる国司たちだったのではないかという見方である。前述したように、国司たちはふつう四年間の任期で交替し、ある意味では、中央と地方との文化交流のパイプの役割を果たしていたとも言えよう。しかし、国司だけの力で、任地民衆の固有の信仰や伝承・説話を、能率的に採録することはかなり困難であつたはずである。彼ら国司たちが任地の国衙にあつても、直接現地住民たちに接する行政業務は、主として郡司たちの仕事であつたし、それ以外の非合法的な収奪は、国司の私兵ともいふべきいわゆる「郎等」と呼ばれた輩下たちの役割であつた。だから多くの国司たちにとっては、任地の一般農民層にじかに接

触する機会などはほとんどなかったであろうし、まして、その地域社会の伝統の中から生まれた民譚・説話などは、まず、彼らの関心や興味の対象とはなり得ぬ無縁なものであつたと思われる。彼らにとって、農民とは租税や収奪の対象としての富をかせぎ出してくれる労働力以外の何もでもなかつたからである。ただわずかに、国司たちが在地の古俗や説話に関心を示す場合があつたとすれば、それは彼らが中央の権門貴族たちに迎合して、その興味と歓心を引きそつた土産話をもたらそうとする時であつたらう。それらは、彼らの在任中の手柄話や、また都から遠く隔たつた未知の国のできごとや、あるいは貴族たちの優越感を満足させるような「下種」や「賤の女」たちの民話であつたらう。つまり国司たちが地方説話を採集したことがあつたとすれば、その主なる目的は、決して地方の伝説や民話を尊重・保存しようというような高い意識の所産ではなく、あくまで己れたちの功績を売り込み、権門の歓心を買うがための政略的・功利的手段にすぎなかつたと言えよう。

国司たちが、諸国の地方説話を都にもたらした功績とは、実にこのような実態のケガの功名のようなものであつた。在地民との間に血の通つた密接な交流を持つはずもなかつた国司たちが、民衆の説話を意欲的に掬い上げることができなかったのも当然であろう。

そこで大きく浮かび上がってくるのが郡司層の役割である。前述したように、彼ら郡司たちは、前代の国造的職制の一部を継承しつつ、本質的には律令制の公地公民制に同化し得なかつたのであるが、同時に、彼らのその保守的体質は、一郡の中枢である「郡家」を拠点として、郷土

の地域社会の伝統文化をも集束・保存するという求心的効果をもたらしたことが想像できる。次章では、古代・中古の説話集の中で「郡司」と「国司」に関する説話に焦点を絞り、在地郡司層と地方説話との関連について具体的に検討してみよう。

八

まず、古代における地方説話的素材が豊潤な『風土記』について見よう。五つの古風土記の記載法にそれぞれ特徴があることは前に触れたが、その中で「国造」または「郡司」に関する話が多いのは『出雲国風土記』と『常陸国風土記』であり、あとの三つにはほとんど出てこない。また「国司」に関する話は全くと言ってよいほど見当たらないのも注意すべき現象である。(表1 参照)

この『出雲国風土記』と『常陸国風土記』の記載内容を比較してみると、まず『出雲国風土記』のほうが、国造についてよりも「郡司」についての記録が圧倒的に多いのが注目される。そしてそのすべてが「寺院の建立」と「用水の掘開」という、郡司の功績を讃える話になっている。これに対し『常陸国風土記』のほうは、ほとんど「国造」についての記録であり、その話の内容は、すべて郡名か地名の由来に関するものである。つまり、この二つの風土記の中から明らかに地方官に関係ある説話だけを拾い出してみると、その共通点は、いずれも「郡」を単位とした編纂で、郡司たちの功績や、郡名の発生・由来に重点が置かれていることがわかる。そしてこれは、前述の、風土記の記載が「郡家」を中

表1

古風土記における地方官の記録

国名	郡名	官職	人	名	内容
常陸	新治	国造	毗那良珠命		国名発祥由来譚
	新治	国造	毗那良珠命		新治郡名発祥由来譚
	筑波	紀国造	筑篁命		筑波郡名発祥由来譚
	行方	国宰	当麻大夫		池の由来譚
	行方	那賀国造	(遠祖 建借間命)		戦功・地名の由来譚
	多珂	国造	建御狭日命		郡の国見・地名の由来譚
	多珂	国造	石城直美夜部		郡の由来譚
	多珂	国造	石城郡造部志許赤		郡の由来譚
出雲	意宇	国造	出雲臣弟山		禊ぎの忌の里の由来譚
	飯石	少領	社部臣訓麻呂が祖たち		国分寺の建立譚
	島根	大領	出雲臣太田		用水の掘開
	楯縫	大領	勝部臣虫麻呂		寺院の建立
	大原	大領	額田部臣押嶋		寺院の建立
	大原	前少領	豊忍別命		地位を剝奪され許されること
播磨	飾磨	国造	火君健緒組		肥の国名由来譚
肥前		(国造)			

心とした位置指示であるということと密接な関連があるはずである。

そしてその徴証は『日本霊異記』に採録されている国司・郡司に関する説話群を検討することによって、さらに裏づけられる。(表2 参照)

表2

日本靈異記に見える地方官に関する説話

国名	郡名	官職	人名	内容	巻	話
備後	三谷	大領	膳臣広国	先祖の応報譚 黄泉に行き悪報の奇事を見る	上	七
豊前	宮子	少領	血沼県主倭麻呂	鳥の邪淫を見て善を修す	上	三十
和泉	泉	大領	大伴赤麻呂	寺の物を用いて牛と生れる 鉄を掘らせた敏夫、生埋め になつて生還すること 大領の妻強欲で悪死の報を得る	中	二
武蔵	多磨	大領	小屋県主宮手	郡内巡行の際の悪報譚	中	九
美作	英多	国司			下	十三
讃岐	美貴	大領			下	二十六
紀伊	日高	国司			下	三十三

言うまでもなく『日本国現報善悪靈異記』は、九世紀初頭に成ったと言われるわが国最古の仏教説話集であるが、全三巻百十六篇の説話の中で、いわゆる「地方官」に関する話は数篇にすぎない。その中で国司と郡司に関する話の割合は二対五であり、依然として「郡司系説話」の占める比率が大きいことが注目される。いずれにしても、『風土記』と、それから約百年後に成った『日本靈異記』とは、成立事情や内容が異なるにせよ、古代における地方説話の採録・保存が、少なくとも「郡」単位で行なわれていたことをかなり明確に示していると言えよう。

古代の国造から律令制の郡司へと、制度上の変遷はあったがその本質的なあり方は根深く継承されたのであろう。まして、地方土着の常民大衆の精神生活や民俗信仰は、百年二百年の歳月や政治制度の変化ぐらい

で、そうきわだった影響を受けるわけもない。そしてそれを掬い上げ保存したものは、やはり在地「百姓」たちの中核ともいべき郡司層だったのであろう。あるいは、地方の「語部」たちの末裔が、各地の郡家の配属下になおその職掌を守って残存していたかもしれない。もちろん、文字記載化や書冊の発達普及に伴ない、前代における「語部」の真骨頂はすでに変質衰退しつつあったと思われるが、しかし全く消滅し去っていったわけではない。その口誦の秘儀は、時代の変貌とそれに伴う中央と地方および地方相互間の交流などの余波を受けながら、従来の土着固定の性格を変質させつつ、漸次移動性を見せ始めていた。いわゆる「田舎わたらいの語部」とか「語り法師」とか呼ばれた一群の巡遊伝承者たちが、古き語部のなれの果てと見なされるのも故なしとしない。

このような地域説話の移動・拡散の問題に関連して、たとえば古記録等に見える郡司の下僚の中に、「駐使」という職名が残っていることなどは暗示的である。もちろんこれは同列の「伝馬長」という職名などとも考え合わせて、だいたいの想像はつくが、しかし、この「駐使」という名称が、前述した古代語部が大嘗祭に奏した古詞の中の「八千矛の神の歌」に見られる「あまはせづかひ ことのかたりごとも こをば」という終章詞との連想を誘うのは、あながち牽強ではあるまい。郡司の庁におけるこれら古来の職掌の残裔は、地方説話の採録と伝承と保存と伝播とを考えるうえに、無視できない意義を秘めているはずである。このような多くの証左や心象を踏まえながら、次に、十二世紀以降の成立と見られる『今昔物語集』によって、いわゆる「国司系説話群」と「郡司

系説話群」との相違と特質とを確認してみよう。

九

『今昔物語集』の「本朝の部」を概観すると、採録された説話の舞台として描かれる地域は、ほとんど日本全国六十余州に及んでいるが、その

表 3

三つの説話集における地方官関係説話の国別数

東海道	畿内					道	国名
	常陸	下総	上総	安房	武蔵		
							日本靈異記
						1	国司に郡司に 関する話
	4	2	1	1	1	2	今昔物語
							国司に郡司に 関する話
	1	1	1	1	1	1	宇治拾遺物語
							国司に郡司に 関する話
	1	1	1	1	2	1	

山陰道	山陽道					北陸道					東山道										
丹波	長門	周防	備後	備前	美作	播磨	越前	加賀	能登	越中	佐渡	越後	近江	美濃	信濃	上野	下野	出羽	陸奥	尾張	三河
					1																
	1	2			2	4	1	3	4	3	4	3	4	3	4	2	1	1	10	4	2
1			1	1	1								2	1						1	1
	1	1	1		2	2										1			2		4
					1					1			1	1							

表 4

地方官に関する説話の主題内容

説話の主題	国司系説話		郡司系説話	
	今昔物語	宇治拾遺物語	今昔物語	宇治拾遺物語
仏法に関する話・信仰譚・応報譚	12	1	4	
善政・慈悲の話	3	2		
悪政・非道・貪欲の話	18		1	
滑稽・失敗譚	9	2	2	
奇瑞・予言・外術等の話	1		4	
武勇譚	12			3
智慮・文才に秀でた話	2			1
在任中の任地の話題等	12	3		
家族に関する逸話等	11			
郎等に関する話題	11	3		

即ち、これらの分類の要点をまとめてみると、次のようになる。

A 国司に関する説話群では

(1) まず、悪政・非道・貪欲など、芳しからぬ話題が一七例と、極めて多い。

(2) これに次ぐのが仏教に関係ある話で、当然のことながら本朝仏法部に属するものが多い。

(3) さらに、武勇談と在任中の任国の話題や逸話。続いて配下の郎等に
関する話、などの順になる。

B 郡司に関する説話群では

(1) 総数が意外に少なく、しかもその中の一部は『靈異記』と重複しているような古説話である。

(2) 仏教の信心譚や応報譚が多いのは当然であろうが、それと並んで奇瑞・夢・予言などに関する超現実的な話が多いことが特徴である。

これらの事象を踏まえて問題点を探ってみよう。第一に、『日本靈異記』などに比べて、国司階級に関する話が圧倒的に増加しているのはどういうわけであろうか。前章でも触れたように、まず一般的な理由として考えられるのは、時代の推移に伴ない諸国間の交通が発達し、各地に土着醸成されていた説話群が相互に交流・影響し合うようになったことであり、さらにそういう時代相の変遷を背景に、中央政府から派遣され交替をくり返した諸国の国司たちが、任終わって上京するたびに、その任地の話題を途中の国々や都に伝播・散布したであろうことも想像できた。しかしなお幾つかの疑点が残る。たとえば、それではなぜ、国司に関する説話の中で悪政・非道などの話題や、滑稽譚・失敗譚などが多数を占めているのか。また、なぜ国司と郡司の両者対立の話では、国司が悪玉的に扱われている場合が多いのか(例『今昔物語』卷廿一第卅六話、卷廿三―第十八話)、等々の謎が解けない。このような、自分たちの階層にとって不利・不名誉な話題を、いくら権門主人筋への土産話だからといって、国司たちがわざわざ地方から都へもたらすわけがあるまい。

第二に、『日本靈異記』において主流を占めていた郡司層に関する説話が、急激に減少したのはどういう理由であろうか。またそれが、国司

の場合のような悪政・非法に関する話がほとんど無く、むしろ郡司が善玉的に扱われているケースが目立つのはどういうわけか。さらに、数少ないそれらの話の中で、外術・予言・夢に関する話など、超現実的な話題が多いというのはどういふわけであろうか。

ここまで煮つめてくると、そこに濃厚に浮かび上がってくるのが、地方説話と郡司層との密接な関連であり、焦点をここに絞って見ると、今までの幾つかの疑点もかなり明快に解釈することができる。前述したように、郡司層とは、律令制の地方官機構の末端にありながら、その本質は土着の豪族たちが任ぜられた終身官でしかも世襲制であった。彼らは、古代からのその土地ごとの固有の国魂信仰と古伝承を受け継ぎつつ、地方の各エリアにおける文化と信仰の中核的位置を占めていたと考えられる。彼らは、父祖代々の郷土の固有の文化と伝承に、強い誇りと愛着を有していた。それは時に、かたくななまでに保守的かつ懐旧的であり、また遙かなる蒼古の世から、遠祖たちの血と汗ににじんだ土地に密着して生きてきた地方民たちの体質でもあった。そして、彼ら郡司層の手に伝えられ保持されてきた在地説話もまた、固有の郷土史の特色を濃く反映せずにはいなかったはずである。

ただ、彼ら郡司層に関する話も、平安時代の末ともなると、『日本霊異記』の成った時代ほど純粹な形では伝播しなくなっていたのである。かつていきいきとして外向的・遠心的に伝播された郡司系説話群は、三百年の歳月の間にむしろ求心的・内向的に閉鎖して行ったと思われる。つまり、古朴な地方説話はしだいに稀少価値となって固定化し、

代わつて次々と新しい説話が生まれてきた。もちろん、それら新生の地方説話群もまた、在地郡司層によって採録・保持されたはずであるが、しかしそれらは、あの上代の説話群ほど濃厚には、郡司層に関する伝承とカラーを伝えてはいなかったのである。郡司層は、自分たちに直接関係のある説話を、昔ほどおおらかに公開することはしなくなったし、むしろそれを門外不出の秘話・口伝として保存する必要があるほど、それ以外の地方説話が広く大量に流布し始めていたのである。

一〇

こうして、地方説話の特殊なあり方の持つ意味が漸く把握できる。それをまとめて結びとしよう。

(1) 地方におけるその土地ごとの固有の伝承・説話は、もともと在地の政治・文化の中核であった国造↓郡司層という系譜によって採録され、保存・継承されてきたと考えられる。

(2) 『風土記』や『日本霊異記』に見られた、郡司系説話が主流になっている現象は、そこに採録されている古代説話群の採集方式が、かなり原型を保っていたらしいことを裏づけている。つまり、地方郡司層によって継承・保持された地方説話群が比較的ナイーヴな方法で中央に採録・編集された証左であろう。

(3) その際、土着の語部たちおよびその末裔が、このローカルの支配層と密着しつつ、その下僚にあってこれら説話の継承保持に大きな役割を果たしていたであろうことも否定できない。

(4)郡司系説話群に、超現実的・幻想的な話題が多いというのも、郡司層に関する伝承説話が、古代の呪的世界の残照を原型に近い形で温存していたからにほかならない。

(5)これら郡司系説話群が、その後三百年を経た『今昔物語』、およびそれに続く『宇治拾遺物語』においては様相が全く逆転し、圧倒的に多量な国司系説話群の中に、細々と余命を保っているかに見える。しかし、この現象は、在地郡司層がその採集・伝承の特権を放棄・消失しつつあったからではなく、むしろ、国司系説話群の大部分は、在地郡司層によって採録・普及されたと考えるのが妥当であろう。

かくて、当初その規模の壮大さと機構の完備を誇っていたさしもの律令体制も、時代の推移とともに漸次破綻を見せつつ、平安時代の末期ともなると加速度的な崩壊ぶりを露わにしてきた。そしてそれに伴う地方情勢の変動は、在地国司層や郡司層をも巻き込んでいったのであるが、特に国司層における規律の弛緩ぶりは甚しかった。任命されたのに任地に赴かず在京のまま現地の目代に政務を任せたり「遙任国司」、朝廷に財を献じて造営・造寺を請け負った功勞により任命された買官の「成功国司」、任期が満了しても官に財貨を献じたり公的工事を請け負ったりして任期を重ねる「重任国司」等々、「国司」職という好餌にしがみつぎ群がる下層貴族たちによって、律令制の地方政治の秩序は紊乱・腐敗への一途をたどった。こうした時代相を反映した地方説話の中に、国守たちの悪政・失態ぶりを強調した話が多いのもまた当然のことであった。

そして、在地郡司層にとっては、これら国司層に関する話題は、またとない絶好の採録対象となったに違いない。前述したように彼ら郡司たちは、自分たちの直属の上司であってしかも自分たちの郷土に君臨し土地と人民を収奪する国司たちに対し、強い警戒心と敵意さえ抱いていた。彼らの面従腹背の姿勢は、国司と郡司とが、所詮水と油のように相い容れない体質であったことを物語っているが、同時に彼ら郡司層に代表される在地「百姓」層は、国司層に関するさまざまな在地伝承を着々と採録していたのであろう。彼らがそれを採集・流布することは、単に国司層に対する郡司層の反感と抵抗とウツ憤のはけ口だけではなかった。時によって、それらの話題は、国守の非政を間接的に弾駭・非難する愁訴状の役目を果たしたはずである。四年の任期でめまぐるしく交替をくり返す国司たちとその一党の芳しからぬ話題に不足はなかった。国司たちは、任地の富を収奪して己が私腹を肥やすことはできたが、逆に、その名声と榮譽とは、その土地の侮蔑と嘲笑の説話の中に取り込まれて、任地の土にまみれたのである。それはまた、富を纂奪された地方民の、怨嗟と復讐の呪詞でもあった。そこに、説話伝承の妖しさと「言霊」の恐ろしさがあった。

平安時代末期に至ってその巨大な連峰を見せ始める説話文学の系譜の中で、「地方説話」とは、実にこのような素因によって底礎されていることがわかる。それは、蒼古の世からの呪詞伝承の余韻を曳きつつ、律令崩壊の過程で、地方政治の矛盾と対立の断層から醸成された文学史的現象にほかならなかったのである。

(未完)